

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		流末管接続許可
根拠法令及び条項		新座市下水道事業分担金条例施行規則第2条 (流末管接続許可) 第2条 条例第2条第1号に規定する者は、下水道への接続の許可を受けようとするときは、流末管接続許可申請書を市長に提出しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、接続の可否を決定し、接続を許可するときは、流末管接続許可通知書によりその旨を申請者に通知するものとする。
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審   査   基   準	関係条項	新座市下水道事業分担金条例第2条第1号 (分担金の徴収) 第2条 分担金は、次に掲げる者から徴収する。 (1) 本市の下水道(汚水を排除するための公共下水道を除く。以下同じ。)に下水を流入させようとする建築物(下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域以外に存するものに限る。)の所有者又は使用者
	基準 (未設定の場合はその理由)	許可基準として固着する構造基準に適合しているか。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成27年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7~10日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)